

内閣参質一九六第八四号

平成三十年五月十一日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員青木愛君提出陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員青木愛君提出陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「法的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、垂直離着陸機V-22オスプレイの導入に際しての一時的な処置については、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二十七条の規定に基づき陸上自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事を所掌している防衛省整備計画局防衛計画課を中心とした関係部署において検討している。

三から五までについて

お尋ねの「法的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成三十年四月十日内閣参質一九六第五五号）二について及び先の答弁書（平成三十年四月二十四日内閣参質一九六第七三号）一から三までについてでお答えしたとおり、防衛省としては、垂直離着陸機V-22オスプレイの導入に際しての一時的な処置については、様々な選択肢を検討しているところであるが、その内容については、国の機関の内部における検討に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであること等から、お答えすることは差し控えたい。

O

O